

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：市民部市民協働課）

（令和6年9月4日公表）

監査の結果（指導事項）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○令和5年度地域おこし協力隊（大戸地区）活動支援業務委託について（地域づくり課）</p> <p>当該業務委託は、市が大戸地区に配置した地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）が行う「地域力の維持・強化に資する活動」を支援するためのものであり、委託する業務の内容は、協力隊員の活動計画の策定に関する支援などであった（当該業務委託に係る契約の概要等は、別紙に記載）。</p> <p>これらに係る一連の事務については、次のとおり不明瞭な事項、適当ではないと思料する事項などが散見されたので、今後、改善に向けて検討されたい。</p> <p>ア 不明瞭な仕様書</p> <p>委託業務における契約相手方に求める役務の内容については、仕様書に明記しなければならないが、当該仕様書に記載されているのは業務概要のみであり、協力隊員の活動を支援するための具体的な内容はなく、受託者へ何をどの程度行わせようとするのか不明である。また、当該業務委託の実施を確認するために求める書類も単に「活動報告書」としており、誰のどのような活動であるのか不明である。</p> <p>仕様書は、委託業務の根幹をなすものであるが、このような仕様書では、業務目的の達成の程度、契約期間中に相手方へ行う監督の範囲、受託者から提供を受けた役務の内容確認などが不明瞭となり、適当ではないと思料するものである。</p> <p>委託業務は、市が本来行うべき業務を特定の者に経費等の対価を支払って実施するものであることから、何を相手方に求めるのか、求める役務の内容を明記する必要があるが、そもそも協力隊員を支援する手法として「業務委託」が適切なのか制度設計を含め、改めて検討をしていただきたい。</p> <p>→次ページへ続く</p>	<p>○令和5年度地域おこし協力隊（大戸地区）活動支援業務委託について（地域づくり課）</p> <p>ア 地域おこし協力隊に必要な活動支援を一体的な業務委託とはせず、業務委託や補助金、協定その他手法の中から、より適切な手法を整理・検討した結果、令和7年度より、業務委託から受入団体を対象とする補助金に変更した。</p>	措置済

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>イ 委託料の積算と契約額</p> <p>契約額設計書における積算項目には、旅費、パソコン、カメラ及び携帯電話の購入費、また携帯電話通信費やアプリケーションソフト使用料等が計上されているが、これらは協力隊員が活動するための用具等の経費でしかなく、仕様書で受託者に求めた活動計画の策定、住民や関係者との調整や周知、住居確保に係る経費等については見当たらなかった。仕様書に基づき積算する経費は、当該業務を受託者が遂行するために必要な経費をすべて計算しなければならないものであるが、当該業務委託においては業務の一部のみが計算されており、適當ではなかつたと思料するものである。</p> <p>また、今般の積算に当たり参考見積書を徴していないということであったが、それにもかかわらず、契約時に当該仕様書に基づき計算した相手方からの見積書が市で設計した額と同額であったということには疑念を持たざるを得ない。</p>	<p>イ 令和7年度より、業務委託から補助金に変更し、受入団体からの申請の際に積算した費用について支援することとした。</p>	措置済
<p>ウ 委託料の内容と契約相手方の選定</p> <p>当該業務委託は、「事業趣旨より受入れ団体が限定される」として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、地域のまちづくり協議会と一者随意契約を締結している。しかしながら、委託料の積算経費の内容を見れば、契約の相手方は、単にその支出を履行する者を選定するだけで足りると思料することから、受託者のみが当該業務を履行できるとして競争入札には適さないと判断したことについて疑義がある。</p>	<p>ウ 令和7年度より、業務委託から補助金に変更し、受入団体からの申請により必要な費用について支援することとした。</p>	

→次ページへ続く

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>エ 業務遂行の監督と検収</p> <p>仕様書では当該業務委託の成果として「活動報告書」を求めていたが、そのような書類は確認できなかった。受託者から「委託業務実績報告書」の提出はあったが、そこには収支決算書と支出明細書が添付されているのみであり、仕様書で求めた協力隊員の活動計画の策定をはじめとする各種支援の実績について確認することができなかった。</p> <p>また、対面監査時に令和6年3月31日付で提出された当該業務委託に係る実績報告書の添付資料として、令和6年4月11日に行われた受託者の総会資料の提示があったが、期日に矛盾が生じているばかりか、当該総会資料によって支援内容（委託内容）の評価をどのように行ったのか分からぬ。</p> <p>さらには、提出資料の収支決算書及び支出明細書を見ると、委託料総額の約55パーセントを占める協力隊員の活動に必要なパソコン、カメラ、タブレットの購入等が、いずれも契約期間が満了する直前の10日間に集中している。このことは、受託者の業務執行に係る市の監督が適切ではなかったと思料するとともに、当該委託料を後日精算したことを踏まえれば、市にとってこのような支出は不要であったと言わざるを得ない。特にパソコンにおいては、個人から中古品を購入しており、製品保証や販売者責任等にリスクのある品を取得していた。こうした状況にもかかわらず、検収調書には、検収結果として「良好」と記してあったが、何を根拠に「良好」と判断したのか不明瞭である。</p>	<p>エ 地域おこし協力隊の活動報告書は、地域運営組織の活動報告の提出により了としていたが、指摘を踏まえ、改めて活動報告書を徴取することとした。</p> <p>また、以前は実績報告の添付書類について、地域運営組織の活動全体を網羅した総会資料の提出を了としたが、総会自体が事業完了後の4月であったことから、年度末時点での報告書類に改めた。</p> <p>物品の購入に関しては、見積り比較などを含む、適切かつ計画的な物品購入となるよう、指導及び指示を徹底することとした。</p> <p>○ 地域づくり課職員が毎月の定例会議や各種活動に参加する中で、地域運営組織から地域おこし協力隊に対する指導・助言や各種調整、住民への活動等の周知を現認し、実績報告として提出された書類の確認とあわせて、「良好」と判断していた。（令和7年度より補助金へ変更）</p>	措置済

→次ページへ続く

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>才 委託料の精算と変更契約 今般の業務委託において、仕様書及び契約約款に基づき委託期間の最終日に変更契約を締結し、係る経費を精算し、受託者に31,316円を返納させている。ここで理解し難いのは、変更契約の締結に際し、委託内容に全く変更箇所がないまま業務委託料の減額変更の決定をしていることである。変更契約では、委託内容や委託期間等に変更を要する場合、必要に応じて増額又は減額をすることが一般的であるが、先に述べたとおり委託内容そのものの実績を確認しないまま、あたかも用具等に係る購入補助金の精算のように委託料を減額したことは、好ましい処理とはいえないものである。</p> <p>カ 協力隊員の支援に係るリスク これまで、当該業務委託に係る一連の事務について申し述べてきたが、実務に係るリスクについても看過できないものがあった。 協力隊員は、市の職員（会計年度任用職員）である一方、自ら（協力隊員）を支援する大戸まちづくり協議会の事務局を担っている。このことは、自分の活動のために、自分でその活動支援に係る事務を担うということであり、その経費の支出等も可能となっている。このような状況はリスクが低いとはいえないものであり、疑念を抱かれることがないよう当該事務の執行に当たっては十分に留意されたい。 また、対面監査時においては、当該市職員（協力隊員）に対して出張時の必要な旅行命令の手続がなされておらず、復命書も未提出であったことが判明した。こうした状況も踏まえると、なおさら実務の管理において注意が必要である。 以上のことから、今後における協力隊員が行う活動の支援については、その本質的な役割を見極め、支援のあり方や制度設計を十分に精査し、検討するとともに、不適正な事務のリスクを極力低減させるよう努められたい。</p> <p>また、その精査及び検討に当たっては、協力隊員がその設置目的である地域の維持活性化及び産業振興に資する活動ができるよう、さらには協力隊員の任期満了後においても本市に「住み続けたい」と思い、本来の事業目的にある定住・定着につながるよう、改善に努めていただきたい。</p>	<p>才 令和7年度より、業務委託から補助金に変更し、受入団体からの申請により確認することとした。また、精算に関しても変更申請により対応することとした。</p> <p>カ 地域運営組織の会計処理にあたっては、地域おこし協力隊だけでなく、市民協働課（地域づくり課）職員等が適宜、適正に処理がなされているか等の確認を行っていく。 加えて、令和7年度からは、四半期毎の監査の実施や税理士の活用を開始した。 旅行命令の手続き等は、職員による出張の確認と旅行命令の起案を行い、出張後の復命書の提出を徹底することとした。</p>	措置済

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：市民部市民協働課）

（令和6年9月4日公表）

監査の結果（所見）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○地域づくりビジョン推進事業補助金(大戸地区)について（地域づくり課）</p> <p>当該補助金の交付目的は、自治基本条例の理念に基づき、地域住民が主体となって地域課題の解決に取り組む団体の活動経費を支援することであり、大戸地区においては、特定非営利法人大戸まちづくり協議会からの申請により同協議会に対して1,000,000円を補助している。</p> <p>しかしながら、当該補助金の交付に当たっては市補助金等の交付等に関する規則及び市地域づくりビジョン推進事業補助金交付要綱に基づき所定の手続を経なければならないが、その申請書及び実績報告書を見る限りにおいては、次のような不明瞭な点が見受けられた。</p> <p>ア 補助金交付申請書</p> <p>補助金交付申請書に添付されていた収支予算書には、収入に市が発注した地域おこし協力隊員に対する支援業務委託料770,000円が計上されていた。当該業務委託は、市が当該補助事業とは別の目的で発注したものであり、このような経費が混在しているものを当該補助事業に係る収支予算書としてみなすことは困難であり適当ではない。</p> <p>イ 補助金実績報告書</p> <p>当該補助金が適正に使用されたことを確認するため、先の規則等において補助金実績報告書の提出を義務付けているが、提出された実績報告書の添付書類である収支決算書にも申請書と同様に地域おこし協力隊員に対する支援業務委託料が計上され、さらには農村活性化プロジェクト補助金や市社協交付金等も計上されている。</p> <p>支出明細書も添付はされてはいるが、当該補助事業に係る補助金は明細書にあるどの支出に充てられたのか不明瞭であり、このような内容では、実績報告書としてみなすことはできないと思料する。</p> <p>市は、現在、財務事務の適正化に取り組んでいるところであるが、当該補助金交付に係るこのような不明瞭な書類をもとに補助金を交付し、その補助額を確定させたことについては、これらに係る財務事務において適正を欠くものであったと言わざるを得ない。</p> <p>→次ページへ続く</p>	<p>○地域づくりビジョン推進事業補助金(大戸地区)について（地域づくり課）</p> <p>地域運営組織全体の会計処理等の適正さの確認については、協議会事務局の会計処理とは別に市民協働課で確認を行いながら、令和6年度の実績報告分から、地域運営組織全体ではなく、補助金ごとの収支予算書及び収支決算書の作成・提出とした。</p> <p>加えて、令和7年度からは、四半期毎の監査の実施や税理士の活用を開始した。</p>	措置済

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>また、当該地域づくり団体には、その活動を支援するため事務局員として担当課長の指揮監督のもと市の会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）を配置し団体事務の補助をしている。それにもかかわらず、当該補助事業に係る一連の事務がこのように不明瞭であったことは残念でならない。</p> <p>補助金は、税金その他の貴重な財源でまかなわれている公金であることに留意し、公正かつ効率的に使用されなければならぬことから、説明責任を果たすうえでも公金の使途が明瞭なものとなるよう、当該補助金が適切に使用されたことの確認を含め、必要な対応を求めるものである。</p> <p>最後に、当該補助金を活用した地域活動を支援する取組は、人口減少や価値観の多様化等により地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化している状況にある中、地域課題を解決するための本市の主要な取組の一つであり、多方面から大いに期待されている。</p> <p>市は、令和6年度の当該補助金の予算を増額し、他の地域にも波及させ、その取組を拡充させようとしている。これら取組がさらに発展し、充実したものとなるためには、市及び交付先団体の財務に係る事務が適正に行われ、また公平性及び透明性が確保されることが必要不可欠である。</p> <p>豊かで魅力ある地域づくりのためには、地域の方々による地域運営組織が主体的にその地域に適した取組を担っていくことが重要であり、市はその取組を人材面・資金面など多面的に連携して支援を行っていくことが肝要である。それには多くの課題が伴うものではあるが、その実現に向けて着実に前進するよう努めていただきたい。</p>		措置済

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：観光商工部商工課）

（令和6年9月4日公表）

監査の結果（所見）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○会津若松商工会議所補助金について（商工課）</p> <p>当該補助金は、本市商工業の振興を図るため、市補助金等の交付等に関する規則及び会津若松商工会議所等補助金交付要綱に基づき、会津若松商工会議所が行う地域総合振興事業及び起業家精神育成事業等に対して3,600,000円を令和5年9月5日に交付したものである。</p> <p>その後、令和6年3月29日には会津若松商工会議所から当該補助事業を実施したとして実績報告書の提出がなされ、それに基づき、市は補助金の額を当初より200,000円減額し、3,400,000円とする決定を行ったところであるが、所管課から提出された資料を確認すると、実績報告書は表紙のみで添付資料である事業報告書及び収支決算書が見当たらなかった。</p> <p>このことについて対面監査時の聞き取りによると、事業報告書及び収支決算書は、例年、会津若松商工会議所の総会資料としており、まだ総会が開催されていないため、添付がなされていないということだった。</p> <p>つまりは、市は補助事業者から規則等に基づく書類の提出がないまま公金である補助金の額を確定したのであり、当該補助金が補助目的に沿ってどのようにいくら使用されたのか確認しなかったこととなる。当該補助事業に係る報告を求めることは、特に総会を待たずとも十分可能であり、そうしなかったことについては適切でなかつたと言わざるを得ない。</p> <p>このような事務は、財務事務の適正化に取り組んでいる本市にとって看過できるものではないと思料することから、改めて必要な書類を整えるとともに、今後は、適切な対応に努められたい。</p> <p>また、200,000円を減額した理由については、当初予定していた三都市交流事業が開催されなかつたためとしている。当該事業は、補助対象事業である地域総合振興事業を構成する各種取組の一部に過ぎず、単に開催されなかつたからといって減額するのではなく、当該補助金の趣旨を踏まえれば、地域総合振興事業のその他取組についても補助の対象となり得たことから、今後においては相手方と十分な協議を行うなど寄り添つた対応に留意されたい。</p>	<p>○会津若松商工会議所補助金について（商工課）</p> <p>令和6年度の当該補助金に係る措置については、規則等に基づき、補助事業者に対し、事業報告書及び収支決算書、それらに係る内容の分かる書類の提出を求め、提出された書類により、当該補助金が補助目的に沿ってどのように、いくら使用されたかを確認した。</p> <p>また、提出された書類により、当該補助金の対象事業である「地域総合振興事業」及び「起業家精神育成事業」における補助対象・補助対象外のそれぞれの経費の詳細を確認することで、事業の実施状況に応じて、当該補助金の趣旨に基づく柔軟かつ適正な事業の実行に対応できるよう措置を講じた。</p> <p>令和7年度についても、同措置内容を継続し適正な取扱いを継続している。</p>	措置済

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：財務部納税課）

（令和7年1月9日公表）

監査の結果（指導事項）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○会津若松市納税貯蓄組合奨励金について (納税課)</p> <p>納税貯蓄組合奨励金（以下「奨励金」という。）については、納税貯蓄組合法第10条において、納税貯蓄組合（以下「組合」という。）の運営上必要な事務費を補うための補助金の交付が認められており、本市では、会津若松市納税貯蓄組合奨励規則（以下「規則」という。）により毎年交付を行っているものである。</p> <p>奨励金については、令和4年度定期監査において、所管課における各組合の活動実態の把握が不十分であったため、所見を述べ、現行の事務の検証と、組合の役割や在り方についての見直しを求めたところである。それを受け所管課においては、令和5年1月25日付で会津若松市納税貯蓄組合奨励規則取扱要領（以下「取扱要領」という。）を新たに制定し、その中で、組合の運営に必要な事務費の対象外経費を明確にし、申請書兼事務費実績報告書には領収書等の経費の入出金を証する書類を添付するものとした。</p> <p>今回の監査において、取扱要領等に基づき奨励金支出の内容を確認したところ、取扱要領第4条において対象外経費とされている組合長への報酬と思料される支出や、本来、町内会経費で賄うべき会館の火災保険料や机の購入費用、慶弔費等、疑義のある経費が見受けられ、所管課では、それら経費を組合の運営に必要な事務費として認めていたことが判明した。</p> <p>このことについて、対面監査を実施し、所管課に確認したところ、今般の支出において、組合の運営に必要な事務費として疑義が生じる案件が多数あったことを認め、今後は添付書類の確認を励行するとともに、今年度中に規則及び取扱要領の見直しを実施し、奨励金の交付対象の更なる整理を図っていきたいとのことであった。</p> <p>市は、現在、財務事務の適正化に取り組んでいるところであるが、当該奨励金の交付に係る事務について、令和4年度の定期監査に続き、再度同様の内容で改善を指導せざるを得ない状況にあったことは残念でならない。必要に応じた規則等の整理とそれに基づく適正な事務執行を確保するよう指導するものである。</p> <p>加えて、昨今のコンビニ納付やキャッシュレス決済などの普及を始めとする納税環境の変化や、プライバシー保護の観点等を踏まえれば、組合の役割や在り方について改めて整理する必要があるものと思料する。公平公正な事務執行が図られるよう努められたい。</p>	<p>○会津若松市納税貯蓄組合奨励金について (納税課)</p> <p>市納税貯蓄組合運営奨励金については、監査指摘を踏まえ、本来の事務運営にかかる奨励金とすべく、市納税貯蓄組合奨励規則を一部改正するとともに、同規則取扱要領の一部を令和7年3月31日改正、令和7年4月1日施行した。</p> <p>これにより、奨励金の対象となる事務経費については、「印刷費、事務用品費、通信費」に限定するとともに、奨励金申請にあたっては領収書等の添付を必須としたところである。</p> <p>なお、令和7年度の奨励金については、令和6年度の納税貯蓄組合事務経費を対象とすることから、改正前の基準で対応したところであるが、それぞれの項目の申請にあたっては、その内訳書の添付を求めるなど、厳格に審査し、内容が確認できないものについては算定基礎から除外するなどの対応をしたところである。</p>	措置済

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：会計課）

（令和7年1月9日公表）

監査の結果（指導事項）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○支出の方法について（会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯・子育て世帯追加支援給付金、低所得世帯支援臨時給付金（地域福祉課） ・子育て世帯学校給食費等臨時支援給付金、子育て世帯生活支援特別給付金（こども家庭課） ・出産・子育て応援給付金（健康増進課） <p>今回の対象部局における給付金の支出について、その支出方法に着目し監査したところ、上記給付金は、資金前渡の方法により支出されていた。</p> <p>資金前渡は、支払の場所や経費の性質等から、通常の支払ではなく現金で支払をするのでなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような特定の経費について、長が地方公共団体の職員を指定して支払わせる制度である。支出の原則としては、正当債権者に対して直接支出されなければならないが、資金前渡の場合は、この原則の例外として、正当債権者ではない資金前渡職員に対して支払がなされ、資金前渡職員は、受け取った現金を自ら保管し、正当債権者へ支払い、その後精算を行わなければならぬ。</p> <p>本市においては、今回の給付金をはじめ各種手当や報酬等についても、資金前渡の手法を用いて債権者の口座へ振込が行われていた。さらには、その多くが資金前渡職員を経由することなく、当該振込資金が、直接、市の会計管理者の口座から金融機関へ資金移動がなされていたことが分かった。</p> <p>このことから、対面監査において、会計課に対し資金前渡という支出方法を選択している理由を確認したところ、「口座振込をする際、何らかの原因により振込ができなかった場合、資金前渡であれば振込口座の再確認や、現金支給への切替が円滑に実施でき、これは以前から継続して実施している手法である。」とのことであつたが、法令等の解釈を踏まえた合理的理由は示されなかった。</p> <p>資金前渡という手法は、支出に係る権限を資金前渡職員に委ねることから、資金管理のリスクや各所属における精算事務の手間も生じることとなる。</p>	<p>○支出の方法について（会計課）</p> <p>現在、資金前渡の後、資金前渡職員から口座振替を行っている案件のうち、法令の再確認をしながら予算執行課と協議を行い、直接会計管理者からの口座振替に変更可能な案件から切り替えを行うこととした。</p> <p>令和7年11月5日付対内文により、「講師謝礼等に係る「資金前渡」等の運用について（通知）」を行い、オンライン講習会で当日に謝礼の支払いの難しい案件等、履行期限が到来している場合の講師謝礼について、従来、資金前渡の後、資金前渡職員から口座振替を行っていたものを、会計管理者からの口座振替に変更を行う等業務改善を行っている。</p> <p>今後も、歳出系の電子決裁化等を見据え、不正防止も考慮しつつ、県内各市等他自治体を参考に、資金前渡から口座振替に変更可能な案件から、切り替えを行っていく。</p>	方向性が明確化

→次ページへ続く

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>以上のことから、支出の例外である資金前渡という手法を用いてこれまで行ってきたものについて、改めて法令等に照らし当該手法を用いることが適切であるか否か、名目だけの資金前渡になつていいかを確認するとともに、資金管理のリスクや精算事務を削減する上でも、他自治体の事例も参考にできるだけ会計管理者から直接、債権者へ支出がなされるよう事務の改善に努められたい。</p> <p>本市では、現在、「働き方改革」に取り組んでいるところであり、業務削減も主要な課題の一つである。資金前渡（名目上のものを含む。）という手法は、当然ながら資金前渡職員が会計管理者から現金を受け取らなければならず、給付金や報酬等の支払があれば、そのために出先機関を含む各所属の職員が会計課や指定金融機関へ直接足を運ばなければならない。全厅的にこのような事務が削減されるだけでも、当該職員の事務の軽減に大いに資するものであることから、早急に取り組んでもらいたい。</p>		方向性が明確化

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：選挙管理委員会事務局）

（令和7年1月9日公表）

監査の結果（指導事項）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○選挙用ポスター掲示板の購入及び選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託について（選挙管理委員会事務局）</p> <p>次の2件について申し述べる。</p> <p>ア 会津若松市長選挙用ポスター掲示板の発注の時期</p> <p>令和5年7月23日告示、30日投開票の会津若松市長選挙における選挙用ポスター掲示板の購入については、結果して2回に分けて行われていた。1回目は4区画を令和5年5月29日に発注（納期6月19日）し、2回目はその追加分として2区画を令和5年7月5日に発注（納期7月11日）したものである。</p> <p>対面監査において、追加発注の経緯を確認したところ、当初、立候補予定者3名を想定して4区画としたが、5月29日には新たに1名の立候補が表明され、6月中旬には更に1名から匿名で立候補を考えているとの電話連絡があったことから、これらの状況を見極め、7月3日の選挙管理委員会において、掲示板2区画を追加する決定がなされ、それに基づき発注したことであった。</p> <p>結果論ではあるが、当時、その他候補者の動向も報じられていたこと、また、後述する掲示板の設置作業に係る日程を踏まえれば、掲示板を発注する時期や区画数については、より慎重に判断がなされるべきであったと思料する。</p> <p>イ 会津若松市長選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託に係る変更契約</p> <p>前述のとおり、ポスター掲示板の区画が追加されたことに伴い、既に契約していた掲示場の設置業務にも影響が生じた。</p> <p>当初の掲示板（4区画、納期6月19日）の設置については、市内をABCの3地区に分け、市長選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託として令和5年6月15日に契約（設置期間、6月19日から7月19日まで）したところであり、また追加した掲示版（2区画、納期7月11日）を設置（増設）するための変更契約を7月3日に締結した。</p> <p>ここで着目したのは、各地区における増額金額に大きな差があることについてである。</p> <p>→次ページへ続く</p>	<p>○選挙用ポスター掲示板の購入及び選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託について（選挙管理委員会事務局）</p> <p>会津若松市長選挙のポスター掲示場の設置にあたっては、立候補者の動向に注視しながら情報収集に努め、区画数や発注時期についてより一層慎重に判断し、区画の追加がないように努めてまいります。</p> <p>加えて、今般の事例を受け、ポスター掲示板のうち選挙投票日等を記載した区画について、緊急時には予備区画として使用できるように令和6年5月10日に「会津若松市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程」の改正を行ったところです。</p> <p>また、変更契約が生じるような場合については、関係書類等を整え、適切な執行に努めてまいります。</p>	措置済

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>当初契約額においては3地区ほぼ同額の120万円程度であったが、変更契約における増額については、A地区は336,600円、B地区は597,520円であったところ、C地区は1,540,000円であり、C地区の増額分のみ当初契約額の1.2倍を上回る額であった（末尾に参考として表記）。</p> <p>このことについて、対面監査において選挙管理委員会事務局に確認したところ、当初契約で設置した掲示板（4区画）の設置状況を加味したことにより、2区画増設のための再設置等の手間による差が生じているとのことであった。また、3地区的設置状況は、随時選挙管理委員会事務局でも確認しており、とりわけC地区については、既に当初契約の4区画の設置が完了していたことから、再設置の手間を考えれば妥当であるとのことであった。</p> <p>しかしながら、監査事務局へ提出された書類を見る限りでは、2区画増設に係る設計及び積算に関するものとして、相手方への見積依頼書、見積条件（設置状況を加味する内容を含む変更仕様書）、相手方が見積るべき額の種類（増額又は総額）、相手方又は選挙管理委員会事務局が把握する4区画掲示板設置の進捗状況等、さらには積算設計書の確認ができなかった。</p> <p>このことについて、選挙管理委員会事務局からは相手方と口頭で必要な協議や確認を行っていたが、その内容を書面では残していなかった。また、設置の進捗状況については、順次確認をしていたとのことであり、後日、この設置状況については監査委員へ連絡があったところである（末尾に参考として表記）。</p> <p>以上のようなことから、次のとおり指導事項を示す。</p> <p>財務事務においては、当該事務が適正に執行されたことを示す書類が必要であることは言わずもがなである。今般の変更契約に当たっては、基本的には3地区とも同一規模、同一内容での原契約であるにもかかわらず、掲示板設置状況に応じて契約額に著しく差が生じたことについては、たとえそのことを加味したとしても関係書類が存在しないため妥当であるとは判断し難く、不明瞭な事務であったと言わざるを得ない。予算執行に当たっては、所定の事務手続をする必要があり、その支出の根拠書類を整えることは、事後の説明責任を果たす上で欠かせないものである。以後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、今般の変更契約は先にアで述べた掲示板の発注に端を発するものである。予算が限られる中、日々状況の変化に対応する難しい判断が続いたものと思料するところではあるが、今後ともより適切な事務の執行に意を用いてもらいたい。</p>		措置済

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 財政援助団体等監査（対象：企画政策部企画調整課）

（令和7年4月1日公表）

監査の結果（所見）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○新生日本・再生故郷実行委員会負担金について（新生日本・再生故郷実行委員会及び企画調整課）</p>	<p>○新生日本・再生故郷実行委員会負担金について（新生日本・再生故郷実行委員会及び企画調整課）</p>	措置済
<p>ア 実行委員会における財務事務について 実行委員会の各事業については、令和5年度事業計画に沿って実施されており、事業目的は一定程度達成されたものと解される。また、市負担金650万円についても、会津若松市負担金の取扱いに関する要綱に沿って交付されており、交付手続上の問題は見受けられなかった。</p>	<p>ア 実行委員会における財務事務について 市各種団体經理事務取扱要領及び市財務規則に準じて、適切な財務事務がなされるよう指導いたしました。 事務局においては、出納事務について、支出命令票の様式を支出負担兼支出命令票に変更し、支出についての意思決定を明確化したうえで対応しております。</p>	
<p>一方、実行委員会の財務事務の根拠規定については、所管課によると会津若松市各種団体經理事務取扱要領及び会津若松市財務規則の準用により事務執行を行うこととしているが、提出資料を確認したところ、出納などの財務事務が適正に行われていたとは言い難い事案が見受けられた。</p>	<p>なお、実行委員会における事務局については、実行委員会規約第13条では「会津若松市役所内に事務局を置く」と規定しており、企画調整課に事務局を置き企画調整課長を事務局長として財務事務を執り行っている。</p>	
<p>イ 財務事務の問題点について ① 目的外の支出 事務局運営費において、実行委員会の目的から外れた支出が2件確認された。</p>	<p>イ 財務事務の問題点について ①目的外の支出について 実行委員会の事務を処理するにあたり、市と実行委員会の事業費を混同することのないよう指導いたしました。</p>	
<p>1件目は、会津若松市暮らし応援ガイドブック（800冊）の印刷経費（98,560円）及び支払に係る振込手数料（550円）の支出である。</p>	<p>事務局においては、各種団体經理事務取扱要領及び市財務規則に則っているか確認をしながら、適切な財務事務に努め、事業を実施しております。</p>	
<p>このことについて、対面監査で経緯を確認したところ、所管課からは、「実行委員会の事業計画にその他の事業として本市が進める地方創生やスマートシティと関連した取組を進めるとの記載があることから、実行委員会の事業としてガイドブックの印刷ができると認識し、印刷経費を実行委員会の予算から支出した。」との回答がなされた。</p>		
<p>しかしながら、当該ガイドブックを見ると、発行元が会津若松市企画政策部企画調整課であること、実行委員会に関する記載がないこと、ガイドブック作成の趣旨が暮らしや仕事、子育てなどを応援する市の取組の紹介であること、連絡先が各事業の担当課であることなどから、ガイドブックの印刷経費は、当該実行委員会の予算ではなく市の歳出予算から支出すべきものであり、このような目的外の支出は適切ではない。</p>		
<p>→次ページへ続く</p>		

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>なお、所管課ではガイドブック印刷経費を市の当初予算に計上していなかったとのことであるが、このことは実行委員会の目的外支出の理由にならず、市としてガイドブックを発行するのであれば、当然ながら補正予算や既定予算の流用等の措置を講じた上で対応すべきであった。</p>		措置済
<p>2件目は、荊州市からの書画送付に係る関税及び消費税（2,700円）の支出である。</p>		
<p>このことについて、対面監査で経緯を確認したところ、所管課からは、「荊州市から送付された書画の関税及び消費税については、書画の受取時に配達員に支払わなければ持ち帰られてしまうという状況にあり、実行委員会の予算からこれらの経費を支出した。改めて考えると、別の方法も採れたのではないか。」との回答がなされた。</p>		
<p>友好都市である荊州市とのやり取りは市の事業であり、当該実行委員会の事業とは何ら関係のないことから、この支出も実行委員会として目的外の支出であったことは明らかである。</p>		
<p>上述のとおり2件の目的外支出が行われていたが、いずれも市の事務に係るものである。たとえ市が当該実行委員会の負担金のほぼ全てを支出し、実行委員会の事務を市職員が執り行っているとしても、市と実行委員会の事務を混同し、市の都合により実行委員会の予算を使用することはあってはならない。今後、実行委員会の事務を処理するに当たっては、市と実行委員会の事業費を混同することのないよう十分に留意されたい。</p>	<p>②立替払による請求書及び領収書のない支出</p>	
<p>事務用品の購入において、請求書や領収書のない支出が確認された。</p>	<p>立替払による請求書及び領収書のない支出</p>	
<p>具体的には、グローバル人材育成事業におけるクリアファイル等の消耗品購入（8,415円）において、通帳、出納簿及び支出伝票は同日付で整理されているものの、支出の証拠書類となる請求書や領収書が確認できなかった。</p>	<p>立替払や決裁後の証拠書類の紛失がないよう、適切な財務事務が行われるよう指導いたしました。</p>	
<p>このことについて、対面監査で経緯を確認したところ、所管課からは、「当該物品の購入に当たっては職員の立替えにより購入したが、立替えであるため請求書はなく、領収書については購入先から受領したものの決裁後に紛失した。」との回答があった。</p>	<p>事務局においては、市各種団体経理事務取扱要領及び市財務規則に則り支出しているところであり、現金での支払いが必要な場合は、資金前渡または概算払により、適切に支払対応をしております。 また、支払い時の領収書等の書類につきましては適切に保管しております。</p>	
<p>→次ページへ続く</p>		

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>職員による立替払や、決裁後の証拠書類の紛失については、適切な財務事務を執行する上で極めてリスクが高く、また基本的な認識や注意力が欠如していたものと言わざるを得ない。以後十分に留意されたい。</p> <p>ウ 実行委員会負担金の有効性の検証について</p> <p>実行委員会においては、会津地域の高校生を対象としたグローバル人材育成事業と全国の中学生を対象とした未来人財育成塾事業を二本柱として事業を実施してきており、両事業については一定程度の事業成果が認められる。</p> <p>しかしながら、令和5年度の参加人数はグローバル人材育成事業が26名、未来人財育成塾事業が24名（うち県外2名）であり、負担金の支出額650万円を鑑みると参加人数が多いとは言い難く、事業内容についても事業開始当初から比較すると縮小化していることは否めない。</p> <p>このことについて、所管課の考えを確認したところ、「毎年事業に参加している中高校生もあり、事業の実施を通して次の世代を担う人材の育成に寄与していると評価する一方で、費用対効果については、参加者が定員に達しておらず課題として認識しており、今後の在り方については、他団体への事業移管や事業終了も含め検討していく。」との考えが示された。</p> <p>当該事業については、開始当初から十数年が経ち、参加者を苦労して集めていることからも、事業を継続するのであれば、これまでのスキームを抜本的に見直すとともに、中高校生の生活実態や興味関心を踏まえた事業内容の再構築が必要であると思われる。</p> <p>このことから、現在の事業展開が「エコで快適なまちづくり、人材が育ち高齢者も参加する活力あるまちづくりの推進を目指すとともに、新生日本・再生故郷をテーマに、地方から日本全体の新たな社会構築への挑戦を目指していくものとする」という目的に沿ったものとなっているのか、さらには当該負担金を支出している市は当該実行委員会から相当の反対給付を受けているのかについても改めて検証をする必要があると思料される。</p> <p>実行委員会事務局においては、負担金が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、当該負担金がより一層、効率的かつ効果的に使用されるよう努められたい。</p>	<p>ウ 実行委員会負担金の有効性の検証について</p> <p>当該実行委員会で実施している両事業については、一定の成果があったと考えております。</p> <p>市からの負担金につきましては、貴重な財源であることに十分に留意し、事業内容の検討や精査を行いながら実施するよう指導いたしました。</p> <p>事務局において検討の結果、未来人財育成塾事業につきましては、事業当初よりも事業規模が縮小し、参加者数も減少していることから、令和7年度で事業終了とし、令和8年度以降は、グローバル人材育成事業のみの実施を予定しているところです。</p>	措置済

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：教育委員会大戸公民館）

（令和7年4月1日公表）

監査の結果（指導事項）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○清掃業務委託の契約解除について（大戸公民館・契約検査課）</p> <p>大戸公民館においては、令和6年1月15日に令和6年4月1日から令和9年3月31日までを委託期間としてA社と清掃業務委託契約を締結したが、令和6年10月3日に契約解除に関する合意書を締結し、令和6年12月31日をもって清掃業務委託契約を合意解除していた。</p> <p>大戸公民館作成の顛末書によると、当該業務委託の入札時にA社が入札書とともに提出した価格内訳書に誤りがあることが、4月分委託料支払に係る会計課の審査において判明したことである。当該価格内訳書は、入札説明書に記載していた入札が無効となる場合に該当していたため、当該業務委託契約の以後の取扱いについて契約検査課と協議の上、契約約款第39条による契約外の事項として契約相手方と協議し、契約の合意解除に至ったとのことであった。</p> <p>なお、当該価格内訳書の誤りの内容については、内訳の項目ごとの金額の一部に一桁目のゼロが1か所抜けていた（当該価格内訳書に記載されていた具体的な金額の表記は避けるが、例えば「990,000」が「990,00」となっていた。）ものである。</p> <p>対面監査において所管課及び契約検査課に対し聞き取りをしたところ、契約は有効に成立しているとしても、本件の入札書の無効は明らかであり、本来の落札者が別にいたことを考慮すれば契約解除を申し入れるべきとの回答であった。</p> <p>ここで問題とされるのは、契約解除の理由及び手法である。</p> <p>契約解除の理由を契約手続の不備が判明したためとしているが、入札手続において、入札書類の有効性の判断については発注者である市の責任であり、市が無効条件に当てはまっていたことを見落としていたのであって相手方には非はないと思料するものである。</p> <p>→次ページに続く</p>	<p>○清掃業務委託の契約解除について（大戸公民館・契約検査課）</p> <p>大戸公民館清掃業務委託の契約解除については、監査結果を受けて、契約検査課と協議し、市が入札書類が無効であることを見落としていた責任があり、相手方に非がないことから、今後は入札書類の不備の程度等を総合的に勘案し、個々に契約継続の是非について判断する方向性で整理したものです。</p> <p>また契約解除を行う場合については、損害賠償の有無を含めて相手方と協議し、合意が得られた場合は契約約款第30条を根拠に合意解除し、合意が得られない場合は契約約款第23条により任意解除する方向性で整理したものです。</p>	方向性が明確化

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>それにもかかわらず、大戸公民館作成の顛末書によれば、契約約款第23条による発注者の任意解除権を行使する場合、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならないとして損害賠償請求権を規定しているため、契約約款第39条による合意解除が適切と判断したとのことであった。当然、双方の合意であっても損害を賠償して合意解除となることも想定されるわけであるが、損害賠償をしない形で契約解除が可能という理由から合意解除の提案による交渉に至ったことは行政の姿勢として遺憾でならない。</p> <p>加えて、合意による解除をしているが、そもそも発注者である市と地元小規模企業である受注者との関係性において、解除条件も含め対等な立場での協議となり得たのかについては疑問が残るものである。</p> <p>次に、同様の事案が発生した場合の今後の市の対応についてである。</p> <p>契約が有効に成立しているにもかかわらず、当該業務が開始された後になって、入札時の市の見落とし（入札書類の一部が無効要件に当てはまっていたこと）が判明した場合、今回のように損害賠償や違約金の協議はせずに合意解除を申し出るということが、本市としての考え方であるとするならば、当該契約目的が計画どおり達成されないばかりでなく、本市の信用にも関わってくるのではないかと危惧するものである。</p> <p>さらには、対面監査において契約検査課から「契約相手方が合意解除を拒否した場合における検討の基本的な考え方として、本来の落札者が別にいたことを考慮すれば、契約の続行ではなく、損害賠償を請求される可能性があったとしても契約約款第23条の規定による契約解除を申し入れるべき」との見解が示されたが、このようなことであったとしても先の危惧は拭えないばかりか、業務開始後における現実的な対応として適切であるのか疑問である。</p> <p>そもそも今回の契約解除の原因は、入札時の市の見落としによるものである。今回の対応を機に業務開始後に入札時の無効が判明した場合の公平で公正な契約事務の在り方について、改めて整理されたい。</p>		方向性が明確化

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：総務部契約検査課）

（令和7年4月1日公表）

監査の結果（指導事項）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○清掃業務委託の契約解除について（大戸公民館・契約検査課）</p> <p>大戸公民館においては、令和6年1月15日に令和6年4月1日から令和9年3月31日までを委託期間としてA社と清掃業務委託契約を締結したが、令和6年10月3日に契約解除に関する合意書を締結し、令和6年12月31日をもって清掃業務委託契約を合意解除していた。</p> <p>大戸公民館作成の顛末書によると、当該業務委託の入札時にA社が入札書とともに提出した価格内訳書に誤りがあることが、4月分委託料支払に係る会計課の審査において判明したことである。当該価格内訳書は、入札説明書に記載していた入札が無効となる場合に該当していたため、当該業務委託契約の以後の取扱いについて契約検査課と協議の上、契約約款第39条による契約外の事項として契約相手方と協議し、契約の合意解除に至ったことであった。</p> <p>なお、当該価格内訳書の誤りの内容については、内訳の項目ごとの金額の一部に一桁目のゼロが1か所抜けていた（当該価格内訳書に記載されていた具体的な金額の表記は避けるが、例えば「990,000」が「990,00」となっていた。）ものである。</p> <p>対面監査において所管課及び契約検査課に対し聞き取りをしたところ、契約は有効に成立しているとしても、本件の入札書の無効は明らかであり、本来の落札者が別にいたことを考慮すれば契約解除を申し入れるべきとの回答であった。</p> <p>ここで問題とされるのは、契約解除の理由及び手法である。</p> <p>契約解除の理由を契約手続の不備が判明したためとしているが、入札手続において、入札書類の有効性の判断については発注者である市の責任であり、市が無効条件に当てはまっていたことを見落としていたのであって相手方には非はないと思料するものである。</p> <p>→次ページに続く</p>	<p>○清掃業務委託の契約解除について（大戸公民館・契約検査課）</p> <p>契約締結後において当該契約に係る入札契約事務に関する誤りが判明した場合の対応につきましては、個々の事案に応じて適切に対応してまいります。</p>	方向性が明確化

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>それにもかかわらず、大戸公民館作成の顛末書によれば、契約約款第23条による発注者の任意解除権を行使する場合、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならないとして損害賠償請求権を規定しているため、契約約款第39条による合意解除が適切と判断したとのことであった。当然、双方の合意であっても損害を賠償して合意解除となることも想定されるわけであるが、損害賠償をしない形で契約解除が可能という理由から合意解除の提案による交渉に至ったことは行政の姿勢として遺憾でならない。</p> <p>加えて、合意による解除をしているが、そもそも発注者である市と地元小規模企業である受注者との関係性において、解除条件も含め対等な立場での協議となり得たのかについては疑問が残るものである。</p> <p>次に、同様の事案が発生した場合の今後の市の対応についてである。</p> <p>契約が有効に成立しているにもかかわらず、当該業務が開始された後になって、入札時の市の見落とし（入札書類の一部が無効要件に当てはまっていたこと）が判明した場合、今回のように損害賠償や違約金の協議はせずに合意解除を申し出るということが、本市としての考え方であるとするならば、当該契約目的が計画どおり達成されないばかりでなく、本市の信用にも関わってくるのではないかと危惧するものである。</p> <p>さらには、対面監査において契約検査課から「契約相手方が合意解除を拒否した場合における検討の基本的な考え方として、本来の落札者が別にいたことを考慮すれば、契約の続行ではなく、損害賠償を請求される可能性があったとしても契約約款第23条の規定による契約解除を申し入れるべき」との見解が示されたが、このようなことであったとしても先の危惧は拭えないばかりか、業務開始後における現実的な対応として適切であるのか疑問である。</p> <p>そもそも今回の契約解除の原因は、入札時の市の見落としによるものである。今回の対応を機に業務開始後に入札時の無効が判明した場合の公平で公正な契約事務の在り方について、改めて整理されたい。</p>		方向性が明確化

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：市民部環境共生課）

（令和7年4月1日公表）

監査の結果（所見）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○電気自動車用急速充電器について（環境生活課）</p> <p>市は、環境にやさしい移動手段である電気自動車の普及促進のため、平成27年から北会津支所の駐車場に電気自動車用急速充電器を設置している。急速充電器を所管する環境生活課では令和5年度において、のべ776回の利用に対して78,944円の協力金収入があり、またその維持管理経費として急速充電器保守業務委託料310,640円を支出していた。</p> <p>なお、協力金収入は、充電1回当たり500円を求めており、求めた総額（500円×776回=388,000円）の約2割ほどしか得られなかったこととなる。</p> <p>このことに関し、対面監査において、次の2点を確認した。</p> <p>1点目は、急速充電器の利用と協力金の在り方についてである。</p> <p>急速充電器本体への張り紙や市のホームページでは、この急速充電器を利用する際には充電1回につき500円の協力金を協力金箱に投入するよう、また利用に対して協力金が少ない場合は機器の設置を継続することが難しくなることや、恒常的な利用は控え日常の充電は自宅で行うことなどの記載があった。</p> <p>このことに対して所管課からは、協力金の徴収や活用については、それを明確に定めたものではなく、寄附金的な意味合いで利用者から頂いており、また急速充電器は、電気自動車を保有している近隣住民が日常的に使用する目的で設置したものではなく、観光客などが立ち寄って充電できる場所として提供しているとのことであった。</p> <p>急速充電器の設置目的が電気自動車の普及促進であることは理解するものの、協力金という利用者の善意で充電設備を維持し、収入が少ないと場合は撤去しようとする姿勢は、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行った本市として、適切であるのか疑問である。さらには、市が協力金を求めるという形態は、協力金の支払が任意であるのか、義務であるのか困惑するばかりではなく、恒常的利用を控えることについてはその程度があいまいで、近隣住民には協力金の支払の有無に関係なく利用を控えなければならないのかという戸惑いも生じさせてしまうおそれがある。</p> <p>今後、新たに新庁舎への急速充電器の設置を予定しているとのことでもあったが、この機会に利用者へ協力金を求めるについては、その意味や理由を改めて整理し、改善を図る必要があるものと思料する。</p> <p>→次ページに続く</p>	<p>○電気自動車用急速充電器について（環境生活課）</p> <p>北会津支所の急速充電器については、平成27年度の運用開始当初、本市内における急速充電器は5基と少ない状況にあったことから、電気自動車の普及促進を図るために、市内外の急速充電器の料金等を踏まえ、同等の金額（500円）を任意による協力金を求める方法とした経過にあります。</p> <p>また、弁明の際の発言の本意は、決して協力金の多寡で急速充電器を撤去するものではなく、設置から10年が経過し、耐用年数超過による老朽化とともに、部品交換が困難な状況にあることから、令和7年度末での運用終了を考えている旨のものであります。</p> <p>令和8年度からは、本庁舎駐車場に設置する急速充電器の運用を開始する予定であり、料金徴収については、適正な受益者負担の観点から、協力金方式ではなく、課金認証システムを導入する予定であります。</p>	方向性が明確化

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>2点目は、協力金の回収に係るリスクについてである。</p> <p>協力金が投入される箱は、急速充電器の傍らに単独で設置されており、金属の箱に投入口が開けられ、その投入口からは内部の現金が見えるような簡易なものであった。盜難や異物混入のおそれもあり、公金を取り扱うものとしては不十分であると言わざるを得ない。また、箱には利用者の入金した額がデータとして残る機能もないため、箱に入っている現金を職員が手で数えた額を協力金として調定し、収入処理をせざるを得ず、甚だリスクの高い事務処理となっている。</p> <p>このことに対して所管課からは、「協力金は毎月1回、職員2名で北会津支所へ赴き回収している。その職員からは、このような形で現金を取り扱うことを嫌がる声も発せられており、安全性については所管課としても問題があると認識している。」とのことであった。</p> <p>内部統制において現金取扱いに係るリスクを排除することは、重要かつ基本的事項である。公金を取り扱うにはあまりにも簡易な箱に入れられた現金の収納については、物理的な管理面はもちろんあるが、複数の職員で対応し、それが少額であったとしても非常に懸念されるところである。今後、盜難や不正のリスクを取り除き、担当職員が安心して職務に当たれるよう組織として速やかに改善を図るよう強く望むものである。</p>	<p>北会津支所の急速充電器の協力金の回収方法については、公金紛失等による事故防止の観点から職員2名による月1回の回収を継続しています。同急速充電器は、設備老朽化等のため、令和8年3月末での運用終了を予定しており、今年度中は現行方式による運用を継続するものですが、管理運営にあたっては、複数職員による対応及び管理監督職員による対応状況の確認等を徹底することにより、公金の適正管理及び事故等の防止を図ります。</p>	<p>方向性が明確化</p>

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和6年度 定期監査（対象：教育委員会学校教育課）

（令和7年4月1日公表）

監査の結果（所見）	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>○地域運動部活動推進事業について（学校教育課）</p> <p>地域運動部活動推進事業については、保護者、学校関係者、地域の関係者からなる会津若松市部活動連絡協議会において協議を進めながら、全国に先駆けて部活動を地域に移行する取組を進めているが、次の3点の事務処理について所見を申し述べる。</p> <p>ア 補助金の申請事務について</p> <p>令和5年度において、当該部活動連絡協議会に係る出席者報償金等を補助対象とする県地域運動部活動推進事業補助金を県に申請しているが、当該補助金に係る一連の事務について不適切な点が見られた。</p> <p>特に、令和6年3月11日に1件の起案書で意思決定をし、同日付け5会教学第4295号で県に対して施行した、変更承認申請、実績報告、事業完了報告、補助金請求の4件の行為については、通常の事務の流れではあり得ないものであり、これらの行為は、当該変更申請をした日と同じ日に実績報告及び完了報告をし、補助金を請求したことになる。さらには各種書類に記載されていた当該補助金の額（51,000円）も決算額（46,000円）と異なるものであった。</p> <p>このことについて、所管課からは、「起案はしていないが、当該変更申請は、別に令和6年2月28日付で行っていた。補助金の額46,000円が正しい金額であり、差し替えが漏れていた。」とのことであった。</p> <p>「起案をしていない」「差し替えが漏れていた」という説明であったが、組織としての意思決定を経ないまま文書を施行することや、公文書の差し替えなどはあってはならないことである。また、所管課の正しいとする補助金の額についても、「46,000円」になった原因は、3月6日に開催された当該部活動連絡協議会で欠席者がいたからであって、先の2月28日文書の差し替えが漏れていたという説明には矛盾がある。</p> <p>今後においては、適正な事務の徹底と組織的なチェック体制の確立を強く望むものである。</p> <p>→次ページに続く</p>	<p>○地域運動部活動推進事業について（学校教育課）</p> <p>ア 補助金の申請事務について</p> <p>令和6年度定期監査におけるご指摘を十分に踏まえ、補助金の申請事務においては、事業の主担当者（担当指導主事）のほか、経理等の実務を担う事務担当者が密に連携し、補助金申請や実績報告等における事務手続きや金額等の内容を相互に確認するとともに、グループリーダーや所属長も含めた組織的なチェック体制により、適正に事務手続き等が行われるよう徹底しているところであります。</p>	措置済

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>イ 指導者等の活動実績の確認について</p> <p>地域運動部活動推進事業については、各職種ごとに設置要綱を制定し、それぞれの役割を定め事務を執行しているが、当該事業の実績確認に係るものについては、次の表のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括コーディネーター 　実績確認書（全体）の管理 ・コーディネーター 　実績確認書（種目ごと）の管理 ・運営責任者 　実績確認書の作成、とりまとめ ・指導者 　実績確認書の作成 <p>しかしながら、実際の事務においては、コーディネーターが「実績確認書」を作成し、各競技団体に当該「実績確認書」の内容を確認させ、そしてその結果を報告させていた。このような実績確認に係る一連の事務については、各設置要綱に規定されたとおりの事務でないばかりか、各設置要綱上、特段の役割がない各競技団体が活動実績確認に関わることによって、市が支出する報償金の額の根拠となる活動実績の把握が複雑になり、その責任の所在が曖昧になっているものと思料する。</p> <p>今後は、各設置要綱に規定されたとおりの事務を行うことは言うまでもないが、必要に応じて各種様式を定めるなど要綱の改正も視野に入れ、責任の所在が明確になる事務となるよう望むものである。</p> <p>加えて、指導者の活動実績を確認する上、各競技によって指導者数や指導時間にばらつきがあり、一日の中で15名の指導者が一律7時間の指導をしている例も見られた。国のガイドラインには「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は原則3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う」とある。</p> <p>当該事業に係る指導者の人数及び指導時間については、指導内容等を踏まえた一定の基準を設けることが必要であり、市としての適切な運営を行うためのマネジメントが不可欠であると思料する。</p>	<p>イ 指導者等の活動実績の確認について</p> <p>指導者等の活動実績の確認及び報償費の支払い等に係る手続きについては、コーディネーターや運営責任者等の役割を明確にするため、各々の設置要綱に規定する業務内容を実務に即した形に改正するとともに、『会津若松市地域部活動推進事業「あいづっこスポーツ・文化教室」実施要領』において、手続きの流れを整理したところであります。また、令和8年度からは、日々の実施報告の入力から月間の実績集計までをシステム化することにより、関係者のさらなる負担軽減を図る考えであります。</p> <p>また、各競技に係る指導時間については、国のガイドラインに掲げる活動時間の考え方を踏まえつつ、実際の活動においては、生徒を指導する活動の前後に当回指導内容の確認、反省や次回指導内容の事前確認等の時間を要するため、福島県へ確認のうえ、指導者の活動時間として最大4時間とすることとして、整理したものであります。</p> <p>各競技に係る指導者数については、参加する生徒数や当日の練習内容、種目別練習への対応等、活動日の状況や競技特性等により必要となる指導者数が異なることから、一律に基準等は設けておりませんが、生徒の安全を確保し、短時間で合理的かつ効率的・効果的な指導が行える体制がとれるよう、指導者に協力を求めているところであります。</p>	措置済

→次ページに続く

監査の結果	措置内容 (未措置の場合は、検討状況)	措置の区分
<p>ウ 指導者報償金の源泉徴収について 指導者へ報償金を支出する際は、市は所得税法による源泉徴収義務者として所得税の源泉徴収を行わなければならないが、一部に源泉徴収をせずに当該報償金を競技団体へ支出していた例があった。この場合の報償金の受領に関しては、当該指導者から競技団体の長を受領人とする依頼書が提出されてはいたが、これは本人からの依頼に基づく単なる支払先の変更であって、債権者は当該指導者本人に変わりがないことから、源泉徴収を行わない理由にはならないものと思料する。公正な事務処理がなされるよう留意されたい。</p>	<p>ウ 指導者報償金の源泉徴収について 指導者報償金について、現在は、指導者個人に源泉徴収分を差し引いた上で支出しているところであり、今後におきましても、適切な源泉徴収の事務を実施してまいります。</p>	措置済